郵送による提出もできます！

確定申告書等は、税務署の会場のほか役場本庁舎1階税務課および国府支所でも配布しています。また、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の所得税コーナーでダウンロードすることもできます。

申告書は郵送でも受け付けていますので、確定申告書は平塚税務署へ、町県民税申告書は役場の税務課へ、必ず添付資料を同封のうえ送付してください。申告の控えが必要な方は控えに必要事項を記入し、80円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告会場の案内

	税務署での申告	町での申告
申告内容	すべての確定申告	町県民税申告 簡易な確定申告（申告書A） ※住宅借入金等特別控除・各種譲渡所得・繰越損失・青色申告等の方は税務署での申告をお願いします。
場　所	平塚駅ビル6階ラスカホール	【①税理士会による無料相談会】 国府支所　2月13日（火）～15日（木） 保健センター　2月16日（金）～20日（火） ※土日は除く。 【②上記以外の申告相談受付】 保健センター　2月21日（水） 役場4階第1会議室　2月22日（木）～3月15日（木） ※土日は除く。
受付期間	1月26日（金）～3月27日（火） ※土日は除く。ただし、2月18日（日）・25日（日）は開場します。 ※2月15日（木）以前は還付申告の方が対象です。	
時　間	○申告書作成のアドバイス 9:00～12:00　13:00～17:00 ○申告書等の配布・収受 8:30～17:00	【①の期間中】 9:30～12:00　13:00～15:30 【②の期間中】 9:00～12:00　13:00～16:00
持ち物	○必要なもの ・申告書　・印鑑（認印でも可） ・源泉徴収票など平成18年中の所得の証明になるもの ○控除を受ける場合必要なもの ・社会保険料を支払ったことの証明書 ・生命保険料や損害保険料を支払ったことの証明書 ・医療費の領収書と保険金等で補てんされる金額のメモなど （医療費の領収書は金額の合計を出しまとめてお持ちくださるようお願いします。） ・障害者手帳など障害者の証明になるもの ・確定申告で還付金が生じる場合、申告者名義の振込口座がわかるもの ○円滑な申告のために‥‥ ・前年の申告書の控え　・筆記用具　・計算機　をお持ちください。	

《介護保険と各種控除について》

介護保険料、介護保険サービス費用（一部サービス）は、所得控除の対象となる場合があります。サービス費用については、事業所からの領収書の原本が必要となります。

また、要介護認定を受けており、寝たきりなどで日常生活に支障があり障害者に準ずると町から認定された方は、障害者控除を受けることができます。

なお、寝たきりで、医療上おむつを使用する必要がある方については、おむつ代が医療費控除の対象となります。申請の際には、領収書と医師が発行するおむつ使用証明書が必要となります。ただし、前年度おむつ代の医療費控除を受けた方は、町が発行する内容確認証明書を代わりとすることができます。

《インターネットで申告書作成にチャレンジ》

国税庁ホームページの所得税コーナーには、画面の案内に従って金額等を入力することで確定申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」を掲載しています。作成した申告書をプリンターで印刷し、そのまま税務署に提出することができます。

事前に登録手続きを済ませるとインターネットから直接申告書を提出することができるe－TAXも利用できますので、詳しくは税務署へ問い合わせください。

国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp

◎問い合わせ

・確定申告について
平塚税務署　〒254－0812
平塚市松風町2－30
☎（23）4100

・町県民税について
税務課　☎内線253・254

・介護保険について
子育て介護課　☎内線314